百六	パラ―フェニルアゾアニリン	○・一パーセント未満
百七	四―ビニルシクロヘキセンジオキシド	○・一パーセント未満
百八	フタル酸ビス（二―エチルヘキシル）（別名ＤＥＨＰ）	○・一パーセント未満
百九	弗化ナトリウム	○・一パーセント未満
百十	フルオロ酢酸ナトリウム	一パーセント未満
百十一	プロピレンイミン	○・一パーセント未満
百十二	二―ブロモプロパン	○・一パーセント未満
百十三	ヘキサクロロエタン	○・一パーセント未満
百十四	ヘキサメチルホスホリックトリアミド	○・一パーセント未満
百十五	ペンタボラン	一パーセント未満
百十六	メタクリロニトリル	○・一パーセント未満
百十七	メタンスルホン酸メチル	○・一パーセント未満
百十八	二―メチル―四―（二―トリルアゾ）アニリン	○・一パーセント未満
百十九	メチレンビス（四・一―フェニレン）＝ジイソシアネート（別名ＭＤＩ）	○・一パーセント未満
百二十	リフラクトリーセラミックファイバー	一パーセント未満
百二十一	りん化水素	一パーセント未満
百二十二	りん酸トリス（二・三―ジブロモプロピル）	○・一パーセント未満

第二条の見出し中「期日」を「期間」に改め、同条中「平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日まで」に、「平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十三年一月一日から同年三月三十一日までの間」に改める。

○東北地方整備局告示第百六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十四日　　東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後別	敷地の幅員延長
白河市五番丁川原三二番六から同市金勝寺四〇番一四まで	前	一二・九〇～六五・〇〇メートル	〇・四四〇キロメートル
	後	二五・八〇～六五・〇〇メートル	〇・四四〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第百六十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十四日　　東北地方整備局長　青山　俊行

路線名　　供用開始の区間　　図面縦覧場所

四　　白河市金勝寺一番一八から同市金勝寺四〇番一四まで　　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月二十四日

○関東地方整備局告示第三百五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十四日　　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名　　供用開始の区間　　図面縦覧場所

三百五十七号　横浜市金沢区幸浦二丁目一七番五から同市金沢区幸浦二丁目二四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月二十四日

○中部地方整備局告示第百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十二月二十四日　　中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　岡崎都市計画道路事業三・四・三十号明代橋線